

学校給食費の公会計化について

1. 趣旨

- ・学校における給食関連業務を簡素化し、教職員の業務負担を軽減するため、学校給食費を公会計化[※]し、あわせて学校給食費の支払いにかかる保護者の利便性の向上を図る。
- ※市が給食費を保護者から徴収し、市の会計で管理する方法に変更

2. 公会計化のメリット等

- ・食数管理から学校給食費の収納管理まで一元管理できる新システムを導入するなど、給食関連業務全体を効率化
- ・web口座登録やコンビニ収納・スマホ決済対応など保護者の利便性を向上
- ・徴収業務及び未収債権の督促を教育委員会事務局に集約

【学校の役割】

- ・喫食者ごとの食数管理・アレルギー対応
- ・保護者宛て通知書等の配布
- ・転出入の登録等

【教育委員会事務局の役割】

- ・学校がシステムに入力した食数情報をもとに、保護者等から給食費を徴収（年度末・転出時の給食費の精算など）
- ・保護者等へ通知書等の作成
- ・未納者への督促 など

3. 保護者等への手続き案内

- ・学校を通じて、対象となる児童生徒の保護者に案内を配布し、「学校給食の申込」及び「口座振替の登録」の手続きを依頼
- ・「電子申請」を基本とし、「紙媒体での手続き」にも対応

4. 学校給食費公会計化のスケジュール

- | | |
|---------|--|
| 令和5年11月 | 小学校、特別支援学校等の在校生の保護者へ手続き案内 |
| 令和6年1月 | 新1年生の保護者へ手続き案内 |
| 令和6年4月～ | 公会計へ移行
(小学校、特別支援学校、港島学園(前期)、八多学園) |
| 令和6年度以降 | 中学校の保護者へ案内(順次)
※中学校は全員喫食制への移行時に公会計に移行 |